

各位

熊谷市長 小林 哲也
(公印省略)

令和4年度特定計量器（はかり）定期検査のお知らせ

標記の検査を下記日程表のとおり行います。取引や証明行為に使用しているはかりは、2年に1度の定期検査を受けるよう計量法で定められており、熊谷市が実施しています。今年度はB地区が対象となっていますので、必ず受検されますようお願いいたします。

記

検査時間 10時～15時（12時～13時を除く）

検査会場 めぬま農業研修センター（妻沼行政センター北側：熊谷市弥藤吾2440）

対象地区（B地区）	期日
仲町、本町1・2丁目、鎌倉町、星川1・2丁目、弥生1・2丁目、宮町1・2丁目、末広1～4丁目、筑波1～3丁目、銀座1～7丁目、箱田、箱田1～7丁目、本石1・2丁目、石原1～3丁目、赤城町1～3丁目、石原、月見町1・2丁目、伊勢町、榎町、見晴町、宮本町、曙町1～5丁目、	10月17日（月）
河原町1・2丁目、桜木町1・2丁目、万平町1・2丁目、宮前町1・2丁目、肥塚、肥塚1～4丁目、平塚新田、万吉、村岡、楊井、円光1・2丁目、大原1～4丁目、桜町1・2丁目、中央1～5丁目、	10月18日（火） 10月19日（水）
上恩田、吉所敷、屈戸、小泉、下恩田、高本、津田新田、手島、中恩田、中曽根、沼黒、相上、青山、小八林、玉作、津田、船木台1～5丁目、箕輪、向谷	10月20日（木） 10月21日（金）
押切、上新田、江南中央1～3丁目、成沢、樋春、御正新田、三本、板井、小江川、塩、柴、須賀広、千代、野原	

5日間のうち都合の良い日を選んで 必ず 受検してください。

※裏面の注意事項をお読みください。

必ずお読みください。

注意事項

①今回の検査は「機械式」のみです。

電気式（デジタル表示）のはかりは検査できませんので
持ち込まないでください。

②同封の「計量器定期検査申請書兼領収書」をお持ち
ください。

住所、氏名、業種、電話番号等を記入のうえ、用紙を
はがさずに検査会場にお持ちください。

③手数料は、検査時に現金でお預かりします。

同封の手数料一覧表を参考にしてください。

④次に該当する場合は、必ずご連絡ください。

- ・廃業したり、機械式はかりを使用しなくなった方
- ・本年中に、代検査（計量士が行う検査）を受けた方、
または、受ける予定のはかりを使用中の方

お問合せ：熊谷市商工業振興課 048-524-1111 内線 499